

副業300万円以下雑所得問題

法令解釈通達の改正（雑所得の例示等）のパブコメ

カテゴリー	国税
案件番号	410040064
定めようとする命令などの題名	「所得税基本通達の制定について」の一部改正について（法令解釈通達）
根拠法令条項	所得税法第35条
行政手続法に基づく手続か	行政手続法に基づく手続

案の公示日	2022年8月1日
受付開始日時	2022年8月1日0時0分
受付締切日時	2022年8月31日23時59分
意見提出が30日未満の場合その理由	

意見募集要領（提出先を含む）	意見公募要領 PDF
命令などの案	【別紙】新旧対照表 PDF
関連資料、その他	
資料の入手方法	-
備考	
問合せ先（所管省庁・部局名等）	国税庁課税部個人課税課審理第一係

新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p><u>(その他雑所得の例示)</u></p> <p>35-1 次に掲げるようなものに係る所得は、<u>その他雑所得(公的年金等に係る雑所得及び業務に係る雑所得以外の雑所得をいう。)</u>に該当する。</p> <p>(1)～(11) 省 略</p> <p>(12) <u>譲渡所得の基因とならない資産の譲渡から生ずる所得(営利を目的として継続的に行う当該資産の譲渡から生ずる所得及び山林の譲渡による所得を除く。)</u></p>	<p><u>(雑所得の例示)</u></p> <p>35-1 次に掲げるようなものに係る所得は、<u>雑所得</u>に該当する。</p> <p>(1)～(11) 同 左</p> <p>(新設)</p>
<p><u>(業務に係る雑所得の例示)</u></p> <p>35-2 次に掲げるような所得は、<u>事業所得又は山林所得と認められるものを除き、業務に係る雑所得</u>に該当する。</p> <p>(1)～(6) 省 略</p> <p>(7) <u>営利を目的として継続的に行う資産の譲渡から生ずる所得</u></p> <p>(8) 省 略</p> <p><u>(注) 事業所得と業務に係る雑所得の判定は、その所得を得るための活動が、社会通念上事業と称するに至る程度で行っているかどうかで判定するのであるが、その所得がその者の主たる所得でなく、かつ、その所得に係る収入金額が300万円を超えない場合には、特に反証のない限り、業務に係る雑所得と取り扱って差し支えない。</u></p>	<p><u>(事業から生じたと認められない所得で雑所得に該当するもの)</u></p> <p>35-2 次に掲げるような所得は、<u>事業から生じたと認められるものを除き、雑所得</u>に該当する。</p> <p>(1)～(6) 同 左</p> <p>(7) <u>不動産の継続的売買による所得</u></p> <p>(8) 同 左</p>

事業所得と業務に係る雑所得の判定は、その所得を得るための活動が、社会通念上事業と称するに至る程度で行っているかどうかで判定するのであるが、その**所得がその者の主たる所得でなく、かつ、その所得に係る収入金額が300万円を超えない場合には、特に反証のない限り、業務に係る雑所得と取り扱って差し支えない。**

事業所得と雑所得との違い（国税庁より）

- 事業所得については、
 - ・ 青色申告を選択して税制上の恩典を受けること
 - ・ 純損失について、損益通算・繰越控除の対象とされていること
 - ・ 資産損失や貸倒引当金を必要経費とすること
 - ・ 帳簿を記帳する義務があること
- 業務に係る雑所得については、
 - ・ 青色申告を選択することができないこと
 - ・ 純損失について雑所得内でしか通算できないこと
 - ・ 資産損失について雑所得の範囲内でしか計上できないこと
 - ・ 帳簿を記帳する義務がないこと
- なお、持続化給付金などの補助金の支給については、所管する省庁にお尋ねください。